

## 第4章 防災計画

### 第1. 防災防犯計画

#### 1. 火災時の安全性に係る課題

国指定重要文化財では、文化財の周囲 20mの範囲を防火区域としています。近接建物等は、文化財から 20m以内にある建物や樹木を第一次近接建物等と定めています。

#### 2. 防火管理者

消防法第 8 条第 1 項に基づき、洋館は東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課主任社会教育主事を、和館及び公園敷地内は公園事務所長を、それぞれ選任しています。

#### 3. 防犯計画

事故防止のため、植栽の剪定等を行い見通しを確保し、外周堀付近や公園便所内の巡回も重点的に行います。

防犯対策上、監視カメラ、赤外線センサーなどの機械警備と、巡回警備、地域パトロールなどの人的対応を図るなど、現在以上の防犯体制を整えていきます。

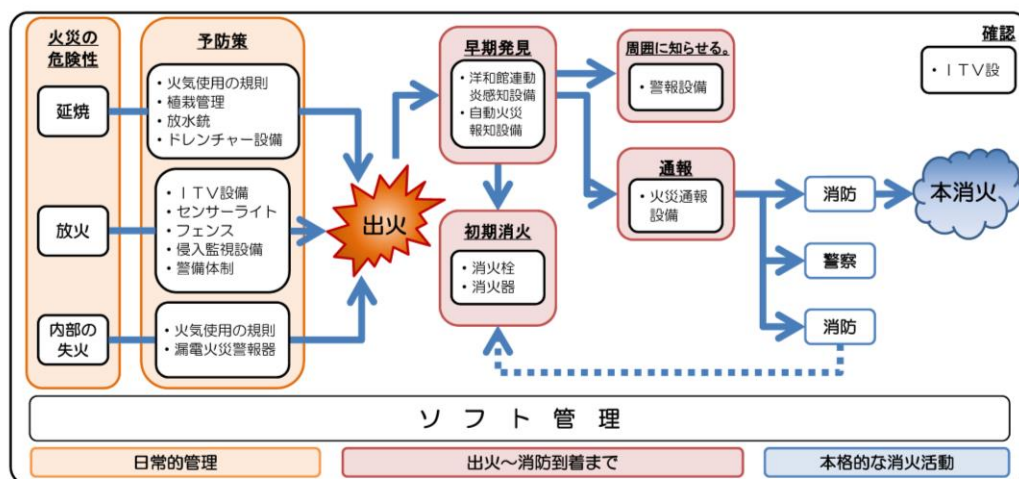


図 24 旧前田家における防災フロー図

### 第2. 耐震・耐風対策

#### 1. 診断基準・・・「安全確保水準」

文化庁文化財部「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成 13 年 3 月)による。中地震動時(震度 5 強程度)には機能維持し、大地震動時(震度 6~7 程度)には倒壊しない水準を「安全確保水準」として設定します。

#### 2. 診断結果

- (1) 耐震・耐風性能を有する建造物・・・洋館、茶室待合、門衛所
- (2) 補強の検討が必要な建造物・・・洋館煙突、和館、渡廊下、和館門及び堀

#### 3. 補強対策

診断結果と文化財的価値を考慮し、耐震補強等の対策を進めます。和館は平成 26~27 年度に耐震対策工事を実施しています。洋館煙突は平成 30 年に補強工事を実施しています。

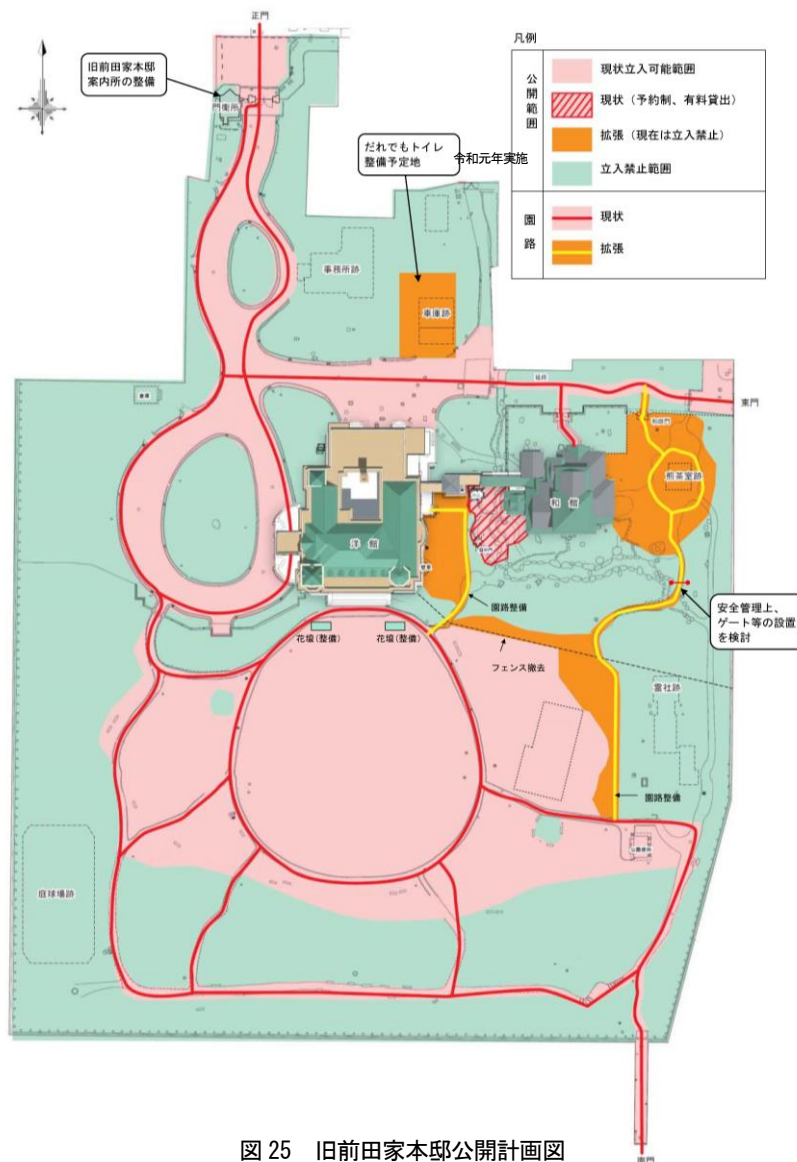
## 第5章 公開・活用計画

### 第1. 基本的な考え方

- 旧前田家本邸の価値を伝えるための公開・活用を行います。
- 建造物と庭園の一体的な公開・活用を行います。
- 地域の文化交流の拠点として建造物と庭園の一体的な公開・活用を行います。

### 第2. 公開計画

- 前田家居住期の特徴が分かる範囲を積極的に公開します。
- 敷地全体を公開範囲とします。
- 邸内からの景観や地形等の保全を考慮し、公開方法の検討を行います。
- 前田家居住期の動線を再現します。



### 第3. 活用基本計画

#### 1. 計画条件の整理

文化財保護法	用途制限無し、現状変更の制限有り
消防法	重要文化財として必要な設備は設置済み（門衛所は自火報未設置） 洋館 1 階の一部を飲食店とする場合、面積によっては複合用途とみなされる。
都市公園法	周辺住民のための近隣公園、児童公園 公園面積が広いため増築等の面積上の制限は特に無し。
目黒区公園条例	開園時間 9 時から 16 時 30 分まで
都市計画法	第一種低層住居専用地域の周辺住環境に抵触しないこと（騒音・振動）
建築基準法	重要文化財のため適用除外。ただし活用上増築する部分には適用される。
食品衛生法	飲食店として活用する場合は適用される。

#### 【課題】

- ・電気・給排水・衛生・空調・防災等の諸設備の整備
- ・活用に必要な厨房・収納等の諸設備の整備
- ・駐車場の確保
- ・土足利用の問題（洋館）
- ・便所等のバリアフリー対応（特に和館）
- ・案内表示や説明板等の整備
- ・東京都と目黒区の協議、協働
- ・隣接する前田育徳会（尊経閣文庫）、日本近代文学館、日本民芸館との連携
- ・維持管理体制の見直し、維持管理マニュアルの整備
- ・貸出範囲、貸出方法の変更
- ・その他

#### 2. 想定される活用について

#### 【活用の手法】

前田家本邸の価値を伝えるための活用	建造物と庭園の一体的な活用	地域の文化交流の拠点として活用
<手法例> ・洋館での家具展示、内装の再現 ・文化交流の場として活用 ・前田家居住期の祭事の再現 ・ガイドツアーの実施	<手法例> ・洋館周辺敷地でのミニコンサート ・茶室空間を活かした野点・茶会	<手法例> ・和館内茶室・和室の場所貸し ・地域住民や周辺施設の文化イベントの共済

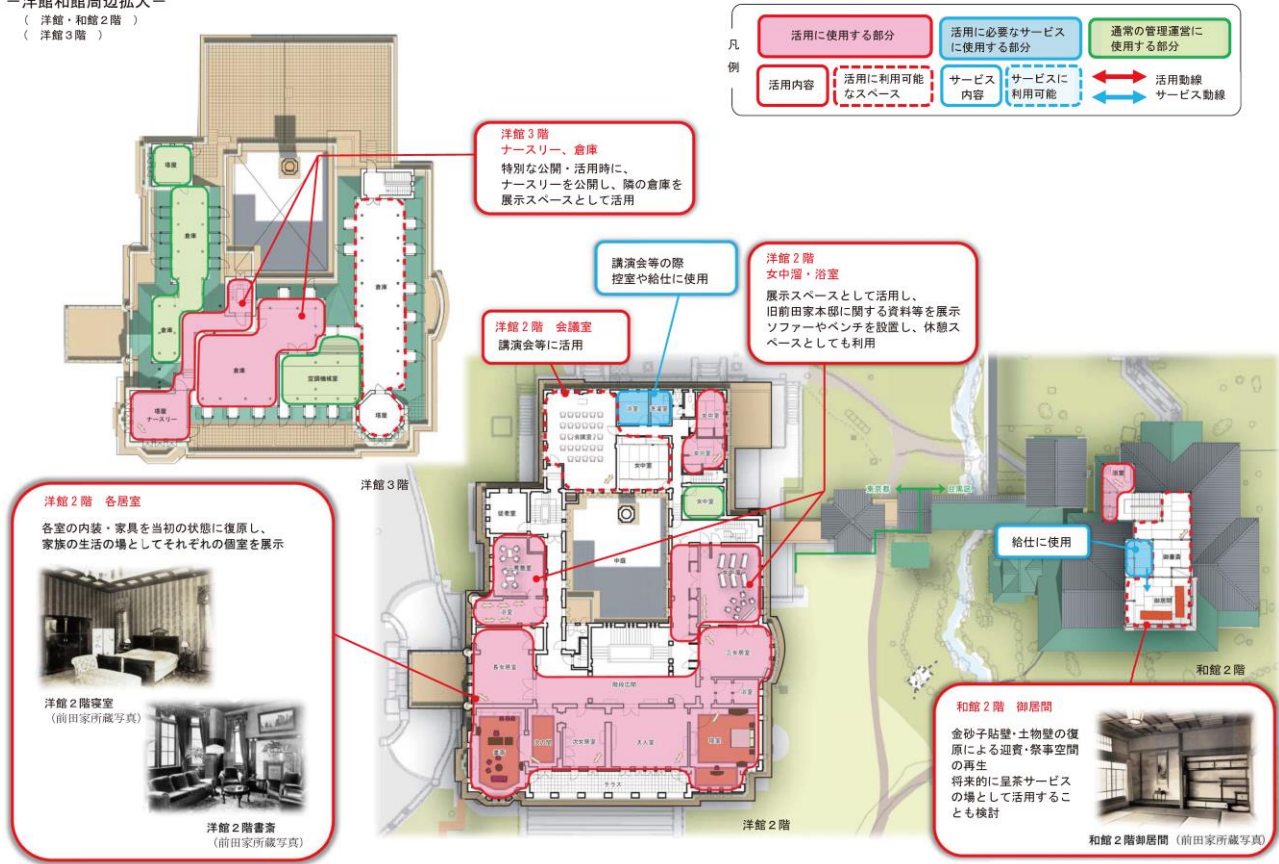


図 26 洋館での家具展示の様子



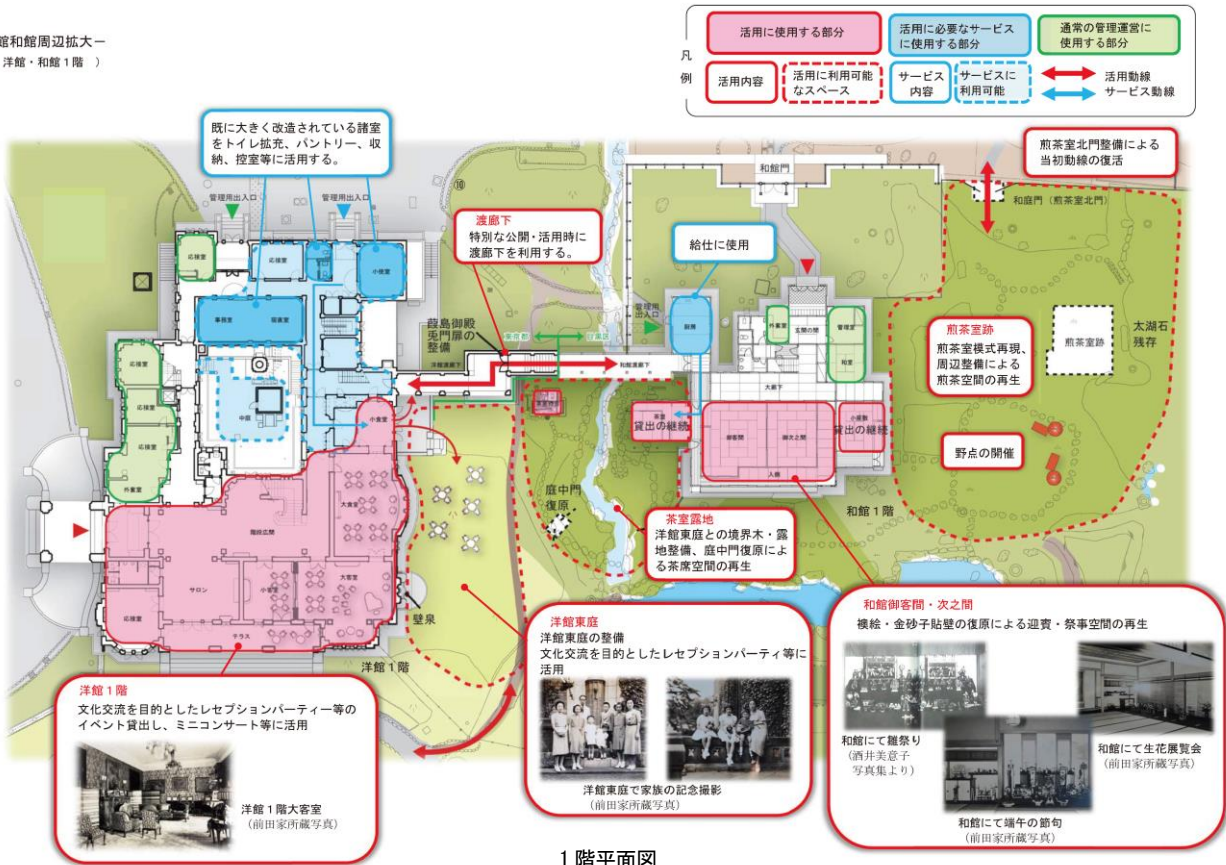
### 3. 建築計画

一洋館和館周辺拡大一  
（洋館・和館2階）  
（洋館3階）



2階・3階平面図

一洋館和館周辺拡大一  
（洋館・和館1階）



1階平面図

図27 旧前田家本邸活用イメージ図

## 第6章 保護に関わる諸手続き

旧前田家住宅の保存管理にあたって改修等を行う際に、文化財保護法に基づく必要な諸手続きは、以下に区分し次のとおり定めます。

### 第1. 文化庁長官への届出を必要とする場合

重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。（文化財保護法第43条第1項）

### 第2. 文化庁長官の許可を必要とする場合

1. 文化財建造物の現状を変更しようとするとき
2. 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき
3. 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき

「重要文化財（建造物）旧前田家本邸保存管理計画改訂版【概要】」

令和4年3月発行

発行	目黒区
編集	目黒区都市整備部道路公園課 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 03（3715）1111（代表）
委託先	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里二丁目32番15号 03（6458）3611（代表）

重要文化財（建造物）旧前田家本邸保存管理計画改訂版【概要】

---

## 目 黒 区